

附 則

(施行期日)

- 1 この技術指針は、平成 22 年 10 月 29 日から施行する。
(旧技術指針の廃止)
- 2 宅地造成に関する工事の技術指針 (平成 20 年 6 月 1 日改訂) は、廃止する。
(許可の申請等のあった宅地造成に関する工事に関する経過措置)
- 3 この技術指針の施行の際現に宅地造成等規制法 (以下「法」という。) 第 8 条第 1 項の規定によりされている許可の申請又は法第 11 条の規定によりされている協議の申出に係る宅地造成に関する工事の技術的基準等については、なお従前の例による。
(変更の許可の申請等のあった宅地造成に関する工事に関する経過措置)
- 4 この技術指針の施行日前に法第 8 条第 1 項の規定により許可の処分がなされたもの若しくは法第 11 条の規定による協議が成立し宅地造成に関する工事の許可があったとみなされるもの又は前項の規定によりなお従前の例によることとされ法第 8 条第 1 項の規定により許可の処分がされたもの若しくは法第 11 条の規定による協議が成立し許可があったとみなされるものの法第 12 条第 1 項の規定による変更の許可の申請又は法第 12 条第 3 項において準用する法第 12 条第 1 項の規定による変更の協議の申出に係る宅地造成に関する工事の技術的基準等については、なお従前の例による。
(宅地造成工事規制区域内における許可の申請等のあった開発行為に関する経過措置)
- 5 この技術指針の施行の際現に法第 3 条第 1 項の宅地造成工事規制区域 (以下「宅地造成工事規制区域」という。) 内の土地において都市計画法第 29 条第 1 項の規定によりされている許可の申請又は同法第 34 条の 2 第 1 項の規定によりされている協議の申出に係る宅地造成に関する工事の技術的基準等については、なお従前の例による。
(宅地造成工事規制区域内における変更の許可の申請等のあった開発行為に関する経過措置)
- 6 この技術指針の施行日前に宅地造成工事規制区域内の土地において都市計画法第 29 条第 1 項の規定により許可の処分がなされたもの若しくは同法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議が成立し許可があったとみなされるもの又は前項の規定によりなお従前の例によることとされ同法第 29 条第 1 項の規定により許可の処分がされたもの若しくは同法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議が成立し許可があったとみなされるものの同法第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更の許可の申請又は同法第 35 条の 2 第 4 項において準用する同法第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更の協議の申出に係る宅地造成に関する工事の技術的基準等については、なお従前の例による。
(宅地造成工事規制区域内における事前届出書の提出のあった開発行為又は建築行為に関する経過措置)
- 7 この技術指針の施行の際現に宅地造成工事規制区域内の土地において川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例第 10 条の規定による書面が市長に提出されている開発行為又は建築行為に係る宅地造成に関する工事の技術的基準等については、なお従前の例による。

施行にあたっての経過措置（平成22年10月29日が施行日）

改訂指針の施行日後であっても、なお従前の技術指針を適用することができるケース

【宅地造成の許可手続きに関するもの】

施行の際（施行日午前0時）当初許可申請が済んでいるもの

施行日前に当初許可を受けたもの又は により従前の技術指針を適用することができることとされて当初許可を受けたものの変更許可申請がされたもの

【開発許可手続きに関するもの】

（宅地造成工事規制区域内で宅地造成を行うもので、開発許可を受ける場合）

施行の際（施行日午前0時）宅地造成工事規制区域内において、当初開発許可申請が済んでいるもの

宅地造成工事規制区域内において、 施行日前に開発当初許可を受けたもの又は により従前の技術指針を適用することができることとされて開発当初許可を受けたもの の開発変更許可申請がされたもの

【総合調整条例に関するもの】

（宅地造成工事規制区域内で宅地造成を行うもので、開発許可を受ける前に総合調整条例の届出をしている場合）

施行の際（施行日午前0時）宅地造成工事規制区域内において、総合調整条例の届出がされているもの

経過措置のイメージ

施行前 H22 10/29 施行後

宅地造成	許可申請
	許可
	変更許可申請
	変更許可
開発	許可申請
	許可
	変更許可申請
	変更許可
	総合調整条例の届出